

事業者向け説明会で出された質問とその回答

(令和2年11月25日～12月8日開催分)

Q1 電子入札で参加し、再入札になると、電子調達システム画面上でリアルタイムに確認できるのか。

A1 電子事業者として参加した場合、開札の時間にはPCの前で待つ必要があります。開札の結果、再入札になれば、電子調達システムから再入札日時の通知が送られます。

Q2 不具合が起こり、入札に参加できない場合の対応いかん。

A2 入札書提出期間に自然災害等により通信網が遮断され入札参加者全員が入札困難となるような場合は、入札の延期等の措置を講ずることとなると考えられます。また、そのほか、例えばカードリーダーの不具合等が発生した場合、入札書提出期限前であれば、発注する担当部局までご相談をいただければ、電子入札から紙入札へ切り替えることは可能です。

Q3 電子調達システムを活用した提案書等の申請書類について、作成資料は従前と一緒なのか。

A3 作成資料は、提出方法が異なるだけで、電子調達システムによる場合も従前と同じです。PDFやエクセル形式等の電子ファイルで電子調達システムから送付して頂くこととなります。

Q4 提案書等の申請書類を電子調達システムで送付する場合、押印は必要ないのか。

A4 電子調達システムは電子証明書を使用したシステム内で提案書等の送受信を行いますので、申請事業者が作成した提案書等への押印は不要です。

ただし、添付証明書の契約書写しの印影等は必要な場合もありますので、押印等の取扱いの詳細については、調達案件毎の入札公告等をご確認ください。

Q5 電子入札方式と紙入札方式の場合、入札時間の取扱いいかん。

A5 紙入札方式及び電子入札方式の入札締切日時は一緒です。

一方、入札書の受付開始については、電子入札の場合は、入札締切日の数日前から入札できるように電子調達システムで設定を行っています。

Q6 電子入札の場合、入札書が送信できたかについては電子調達システムで確認できるのか。

A6 電子調達システムから、入札を受け付けた旨の通知が送付されます。

Q7 電子調達システムで再度の提案書提出は可能か。

A7 取り下げることはできませんが、申請期間内で発注者の許可があれば再提出は可能です。再提出の必要がある場合は発注する担当部局までご連絡ください。

Q8 前述の場合、電子調達システムから訂正した旨の通知があるのか。

A8 電子調達システムからは提案書を受領した旨の通知が送付されます。

Q 9 支社の電子証明書を作る場合、本社から委任されたことについて、発注者が確認可能な手続きをとる必要があるのか、

A 9 支社の電子証明書を作成し、本社の代理人登録を行えば、電子調達システムで様々なタイプの委任状を作成可能です。当該委任状は、電子調達システムで官側担当が確認可能であり、委任状をこちらへ紙で提出いただくことは必要ありません。

Q 1 0 共同事業体で電子入札に参加する場合は、共同事業体として電子証明書を作成すべきか。

A 1 0 特定共同事業体は協定に基づく一時的な形態であり、電子証明書を取得することはできません。

特定共同事業体が電子調達システムにより入札を行う場合は、当該入札の権限を有する代表企業（代表者）の電子証明書を使用して入札を行うことは可能です。この場合、特定共同事業体名での競争参加資格申請書、技術提案書等及び入札に関する権限を代表企業（代表者）が有する旨の記載がある有効な協定書を添付していただく必要があります。

ただし、特定共同事業体としての電子証明書が作成できないため、今後導入が予定されている電子契約を行うことはできません。

Q 1 1 今後、紙による入札はいつまで認めるのか。

A 1 1 例えばカードリーダー等の不具合により電子入札から紙入札に切り替える可能性もありますので、紙入札を認める期限を定めることは考えておりませんが、今後は電子入札を基本として実施することとしております。

Q 1 2 素材生産事業について、電子調達システムによる入札はいつから行うのか。

A 1 2 素材生産事業については、令和2度中は各署等で準備が整い次第、試行的に電子調達システムにより実施することとしています。令和3年度からは原則、電子調達システムを活用して入札を実施することとしています。

Q 1 3 調達ポータルで調達案件を検索した際に、公告は確認できるが、その他の閲覧資料は確認できなかった。電子調達システムで閲覧資料の取扱いかん。

A 1 3 利用者の利便性を考慮し、一部の調達案件を除き、令和3年4月より調達ポータルから全ての閲覧資料をダウンロードできるよう、取り組む予定です。これに伴い、局HPには入札公告及び調達ポータルのURLを掲載する予定です。

Q 1 4 閲覧は署等に行くべきなのか。

A 1 4 閲覧資料については、令和3年4月以降は調達ポータルからダウンロードできるよう掲載し、森林管理署等に赴くことなく全ての閲覧資料が取得できるよう取り組む方針ですが、署等においても引き続き閲覧することが可能とする考えです。

Q 1 5 電子証明書を取得して調達ポータルサイトでログインする際、証明書に係る何らかの

入力が必要か。

A 1 5 調達ポータルへの入口によっては、P I N番号の入力を要する場合があります。

Q 1 6 造林事業についての公告、入札方式の取扱いかん。

A 1 6 造林事業の電子調達システムによる入札については、現在検討中です。造林事業については、令和3年4月以降も電子調達システムを活用することなく、局HPへ公告や閲覧資料を掲載し、紙入札方式で実施します。

Q 1 7 製品生産事業と造林事業が一体となった、一括発注の場合の公告、入札方式の取扱いかん。

A 1 7 造林事業を含む一括発注の場合、従来どおり、局HPへ公告や閲覧資料を掲載し、入札も従来どおりの紙入札方式となります。